

函館地方裁判所委員会（第23回）及び函館家庭裁判所委員会（第23回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成24年7月13日（金）午後3時～午後4時20分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）岡嶋一夫，永澤和枝，橋田恭一，石黒喜美子，石川博康，嶋田敬昌，矢口俊哉

（家裁委員）坂野昌之，柳川厚史，田邊信之，河鍊洙，大倉靖広

（兼務委員）小沢信行，加藤晃義，山田俊雄

（地裁事務局）事務局長堀江賢，民事首席書記官木村秀行，刑事首席書記官伊藤伸司，会計課長黒畑享三，総務課課長補佐小林貴茂

（家裁事務局）事務局長安達哲也，事務局次長立花博之，首席家庭裁判所調査官高橋卓，首席書記官芳賀拓實，総務課長石田有二，総務課庶務係長坪谷知巳

4 議題

裁判所における災害時の対応について

5 机上配付資料

（1）進行次第

（2）着席図

6 議事トピックス

- ：（1）事務局から，「防災応急マニュアル」，「防災・防火管理要綱」，「業務継続計画（BCP）」，「災害時の当事者や訴訟関係人等の安全確保等初期対応」，「防災訓練の実施状況」について説明があった。
- ：（2）事務局から，当庁で用意している防災グッズについて紹介した。

7 議事

（1）開会宣言（総務課長）

（2）委員長挨拶

（3）新委員紹介

（4）裁判所における災害時の対応について

（事務局から説明及び防災グッズの紹介を行った。）

（委員長）

これから意見交換に入る。

各委員が所属されている組織で既に取り組みされている防災対策と裁判所の防災対策を比較し、「こうしたら良いのではないか。」「このような工夫をしている。」などという点についていかがか。

(委員)

災害に遭った裁判所で庁舎や証拠等の被害はあったのか。

(事務局)

仙台高裁管内の仙台，福島，盛岡，東京高裁管内の水戸の各裁判所の本庁や支部等で法廷の天井崩落や津波被害等があった。

福島県の福島富岡簡裁以外については復旧している。記録等が無くなったとは聞いていない。

(委員)

備蓄保存食等の保存期間は何年くらいか。

(事務局)

水やレトルト食品の賞味期限は2017年となっているので5年くらいの保存期間になっている。

(委員)

説明を伺って裁判所業務を中心として良くやられていると感じた。

災害は想定外のことが起こる。3.11では，函館も津波の被害で駅前周辺が1～2メートル程度浸水した。先日公表された北海道の津波浸水予想図では，最大10メートルの予測が出た。裁判所周辺の住民からすると地方合同庁舎と裁判所は非常に避難し易い場所だと思う。その場合，裁判所としてどのような対策をされるのか。

次に，近隣の小中学校，地域住民が裁判所に一気に避難してきた場合，裁判所としてどのように対応するかなど，今後の防災訓練では地域を巻き込んだ訓練が大変重要になると思う。

近隣町会は，避難場所としての裁判所についてどう考えているのか，それらの町会や市役所からの申し出が今後予測されるのではないかと思う。

(事務局)

裁判所周辺の避難場所としては，中部小学校，その他として新川公園が指定されている。函館市から具体的に避難場所指定などの打診はない。

災害時に避難者を拒むということはない。北海道が公表した津波等の予想図では裁判所周辺は2メートル近くの浸水となっており当庁の1階は浸水すると思われる。

(委員)

準避難場所や避難場所に指定されている学校，指定されていない学校があるが昨年の震災以来，各学校とも防災マニュアルを見直している。学校は，公共の施設であるから指定の有無に限らず避難者が集まってくる場所との意識を持っている。学校の態勢としては，避難者の対応をどうすべきかとの点に焦点を当てている。避難者は，避難場所の指定に限らず近い場所や高い場所を目指して避難して来る。公共施設としては，この点の意識も強くしていく必要がある

と思う。

それから、学校では、子供の安全が第一であり保護者に子供達を引き渡す場合に簡単に引き渡すのではなく、万が一の場合子供を誰に引き渡すのか、どこに住んでいるどの様な方に引き渡すかの連絡先等を記載したカードを作成し、そこに記載されている方であれば保護者でなくても子供を引き渡すような態勢を函館市内では考えている状況にある。

学校では、近隣の河川の氾濫や地震に関わっての部分想定しながら対応を検討し始めているところである。

(委員)

災害時は、誰が避難してくるか分からない状況にある。例えば乳幼児が避難してきた場合に対応できる防災用品は有るのか。3.11の時もおむつや女性の生理用品が全く無く困ったようだ。また、年配者が配布を受けて困った食べ物のトップは乾パンだった。水分が無ければ食べられないし入れ歯でも噛みにくいと不評だった。函館市の備蓄品についても乾パンに代えて保存のできるパンを備蓄できないのかを提案した。まずは乳幼児のミルク、食べ物やおむつ類、女性の生理用品、避難時の女性と男性の避難場所の区分などが必要と思う。通常業務からは考慮しなくても良いのかもしれないが避難者の中には乳幼児もいるかもしれないのでその点も考慮していただければと思う。

(委員長)

柔らかいものとの視点では当庁でも何か準備していたと思うが。

(事務局)

厚沢部町で作られているパンを用意している。これは3.11の際にも当庁で購入し被災地に送付したところ柔らかく食べやすかったと好評だったと聞いている。

(委員)

備蓄食品の保存期間が5年間とのことだが、賞味期限が切れたあとはどのようにするのか。賞味期限が切れる前に地域住民を巻き込んだ訓練を実施し、その中で試食してもらい感想をもらうのも一つの活用法だと思う。また、裁判所から提供を受け、福祉教育のなかで災害時の食べ物を体験するというのも活用方法の一つだと思っている。PRも含めて体験して食べてもらうことも考えてみてはいかがか。

(事務局)

賞味期限が切れた物は廃棄することになると思うが、期限間近の時期にどう活用するかは今後の検討になる。ただ、こちらの備蓄品は当庁だけで使うことを想定しているのではなく、将来また3.11のような災害があったときには被災地に送ることも想定されているが、委員の発言も踏まえて今後検討していきたいと思う。

(委員)

有効活用についてだが函館市では、各地域で防災学習会を行いそのなかで期限間近のものを参加者に試食してもらい感想を今後の計画に活用している。

(委員)

裁判所のハード面ソフト面をいかに保持するか、あるいは災害発生時に庁舎に居た人をどう助けるかは非常に良く考えられていると思った。

裁判所庁舎は5階建ての建物であり、周辺は河川に隣接しており、住宅は、古いものが多い。当裁判所は低地にあることから付近の住民は、避難場所に指定されている3階建ての小学校よりこちらの庁舎に避難することが考えられる。周辺の市民が避難してきたときにどうするかを考えていただきたい。函館市も国の機関に対しては遠慮しているような感じであり積極的に函館市と協議いただければと思う。

(委員)

基本的に病院では、災害マニュアル、防火・防災マニュアルを作成していると思う。ただ、基本的には、内向きなマニュアルだと思う。裁判所であれば司法的な手続きに関わる責任があり、病院の場合は実際の入院患者や通院患者の命の問題となるので、命にまつわる部分のマニュアルは、かなりきちんと作成されている。

市内の大きな病院は概ね避難場所の近くにあり、多くの避難者が押し寄せてくることが予想される。病院は、自家発電設備が有り、電気、薬、水、食料が有ることから避難者の要求は高くなる。震災2か月後に医療ケアチームとして被害の大きかった岩手県の大槌町と山田町に行った。災害時には、皆助け合いましょうという性善説で物事を考えがちだが、少なからず略奪等の物の奪い合いはあるようだ。しかし、東北では、それが非常に少なかった。都市部よりも地方の農村、漁村のコミュニティがしっかりしていたし、避難場所も村落単位で動いていたようで比較的に秩序が保たれていたようだ。しかし、現状の函館を考えるとかつてのコミュニティの構造が変わっているようで、大震災のような壊滅的な状況になったとき、物資を管理する側と物資を欲する者とがいて、物資を管理しその人々を助けなければならない側としては、被災地を見てきただけに不安を感じている。災害時を考える上で性善説だけではなく秩序を維持する観点から性悪説に沿った物の考え方も必要ではないかと、そうしたうえで裁判所の機能や人命をどうするかということを考える必要があると思っている。

また、医療チームとして被災地医療に参加したときの感じでは、北海道は医師会が管掌する医療チームでほぼ病院単位で行くシステムでありネットワークは、遅いものだった。阪神・淡路大震災と日本海中部地震で被災経験のある関西の各県、日本海側の各県は、県庁レベルのトップダウンにより民間及び公立病院による混合編成で来ており、非常にネットワークが早かった。日本赤十字社は、とにかく早くあつと来ると言う間に来ており、次にきちんとしたシステムを持っている自治体のチームが動いていた。

(5) 次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は、平成25年1月17日(木)午後3時からとすること
とよろしいか。

(異議なし)

(6) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

提案がないようなので私から提案させていただくが、「裁判所における広報に
ついて」というテーマを取り上げることとしたいが、よろしいか。

(異議なし)

(委員)

裁判所のホームページが話題となり、画面等の紹介があると思うが、実際の
パソコンを操作し画面が動くような形で説明してもらえないか。

(委員長)

技術的に可能か検討してみる。

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をい
ただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆
様の御協力に厚くお礼申し上げます。

(7) 閉会宣言(総務課長)

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館司法書士会副会長	石川博康
函館地方法人会女性部会監事	石黒喜美子
函館青年会議所会員室室長	伊部宗博
函館市町会連合会副会長	岡嶋一夫
北海道新聞函館支社報道部長	小沢信行（家裁委員兼務）
札幌テレビ放送函館放送局長	加藤晃義（家裁委員兼務）
函館市女性会議会長	永澤和枝
函館市教育委員会委員長	橋田恭一

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋田敬昌
-------------	------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	山田俊雄（家裁委員兼務）
----------	--------------

〔5号委員〕

函館地方裁判所裁判官	矢口俊哉
------------	------

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

北斗市市民部市民課長	岡村弘之
北海道新聞函館支社報道部長	小沢信行（地裁委員兼務）
札幌テレビ放送函館放送局長	加藤晃義（地裁委員兼務）
函館市社会福祉協議会総務部長	坂野昌之
函館市中学校長会事務局次長（函館市立本通中学校校長）	
	田邊信之
北海道教育大学准教授	河 錬 洙
函館調停協会理事	本間芳樹
函館渡辺病院精神神経科医師	柳川厚史

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森越清彦
-------------	------

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	山田俊雄（地裁委員兼務）
----------	--------------

〔5号委員〕

函館家庭裁判所裁判官	大倉靖広
------------	------